

●香川県公安委員会告示第4号

平成14年香川県公安委員会告示第7号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和2年10月16日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日
株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇	坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号	略			株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇	坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号	略		
		認定規則第1条第8号に掲げる課程	<u>企業ドライバ一等</u> <u>に対する</u> <u>スキルアップ教育</u>	略			認定規則第1条第8号に掲げる課程	<u>普通車・二輪車習熟教育</u>	略
略					略				